

Title	〔商法 一九三〕一、手形権利者が原因関係を欠くにすぎない場合と権利濫用の抗弁 二、二重欠缺の抗弁の対抗を受ける者から裏書によらないで手形債権の譲渡を受けた手形所持人と人的抗弁
Sub Title	
Author	並木, 和夫(Namiki, Kazuo) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1979
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.52, No.9 (1979. 9) ,p.115- 120
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19790915-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一九三〕

一、手形権利者が原因関係を欠くにすぎない場合と権利濫用の抗弁
二、二重欠缺の抗弁の對抗を受ける者から裏書によらないで手形債権の譲渡を受けた手形所持人と人的抗弁

〔判示事項〕

一、手形権利者が原因関係を欠き実質的経済的利益がないにもかかわらず権利を行使することも、手形債務者に後者に対する原因関係上の支払義務がある場合には、特別の事情がないかぎり権利の濫用とならない。

二、裏書によらない手形債権の譲渡には人的抗弁の切断はないが、二重欠缺の抗弁は権利濫用の法理にもとづくものであり、その特殊性からいつて、その對抗を受ける者から手形を前記の方法によつて譲り受けた手形所持人に対しては、二重欠缺の抗弁をもつて對抗することはできない。

〔参照条文〕

民法一条三項、手形法一七条

判例研究

〔事実〕

大阪地判昭和四九年一〇月一四日
昭和四八年手ワ第一四二一号
約束手形金請求事件（通常移行）
（確定）
週刊金融・商事判例四四〇号一七頁

被告Y₁会社は、被告Y₂宛に本件約束手形を振り出し、Y₂は、これに白地式裏書をして被告Y₃に譲渡した。Y₃は、これを手形割引の依頼のために、白地式裏書をして訴外Aに交付したところ、Aは、これを、訴外B方に持参し、同人に割引を依頼し、前記白地式裏書のまま、これをBに交付した。Bは、これを、訴外C信用組合に記名式裏書をして譲渡し、金融を得た。Cが満期に支払のために支払場所にこれを呈示して支払を求めたところ、支払を拒絶されたため、Bは、金融を得るに際しての約定に従い、手形金を支払つて、前記裏書を抹消しないまま、これを受戻した。本来、Bは、この手形をAに返還すべきであるにもかかわらず、少額の対価を得て、最後の記名式裏書を抹消せず、また新しい裏書もしないで、交付のみにより

これを原告Xに譲渡した。そこでXは、本件手形金の支払を求めて、振出人Y₁会社、受取人(第一裏書人)Y₂および第二裏書人Y₃に対して、訴訟を提起した。

〔判旨〕

請求棄却

一、「被告Y₁会社、被告Y₂は本件手形の振出人または第一裏書人として手形債務を負担しており、かつその原因関係の欠缺については被告が何ら主張立証しないところであるから、実質関係上も後者に對して支払義務を有しているといわねばならない。そして、このような場合に手形権利者たるBが：：原因関係を欠き、実質的経済的利益がないときでも、特別の事情のない限り権利の濫用には当たらないと考える。

すなわち、権利の濫用の法理は両当事者の利益の比較量により著しくその均衡を失う場合に限り認められるべきであつて、一方が法的にも経済的にも完全に支払義務を負っている場合には同人に支払を命じても同人は支払免責を受けられるから(手形法四〇条三項)、必ずしも苛酷を強いることにはならないし、同人が支払を拒むことを認めると却て同人に保護過剰となり片寄つたものとなるからである。したがつて、このような手形債権者側のみ原因関係の欠缺が存在するに過ぎないときは、手形債権者が原因債権の完済を受けたのと実質的に異なる場合等特別の事情が存在しない限り、権利の濫用にあたらぬと考える。」

二、「本件手形は第二裏書人の被告Y₃からAへ白地裏書され、同人

からBへ裏書をなさないで単なる引渡により順次譲渡交付され、これはいずれも手形割引依頼のため交付したものであつたが、割引ができず割引金を交付しないので原因関係を欠き、被告Y₃は右Bに對しいわゆる二重無権(正確には二重欠缺)による権利の濫用としてAに對する原因関係欠缺の抗弁を對抗しその履行を拒絶できる地位にあるといわねばならない。ただし、この場合には手形権利者たるBは原因関係上ないし経済上の利益を欠き、かつ、手形債務者たるY₃には実質関係上の支払義務が存しないからこのような場合に手形金の支払を強制するのは両者の法的利益の均衡を著しく失うのであつて、権利の濫用としてその支払請求を認めるべきではないからである。」

三、「(本件手形は)Bが原告Xへ譲渡したものであることは前認定のとおりである。このような裏書によらない手形債権の譲渡には手形法一七条の人的抗弁の切斷はなく、指名債権譲渡と同一の効力を有するに過ぎないから、被告Y₃はBに對して對抗し得る抗弁をもつて原告に對抗できるのであるが、権利濫用の抗弁は両当事者の利益衡量による個別的性質を有するものであるから、その特殊性からいつてBに對する権利濫用の抗弁をもつて直ちに原告Xに對抗できるものとはいえない。」

四、「Bから原告Xへの本件手形債権の裏書によらない譲渡は信託法一一条所定の「訴訟行為ヲ為サシムルコトヲ主タル目的」とした信託的譲渡であることが推認できる。そうすると、Bから原告Xへの裏書によらない手形債権の譲渡は、裏書の如く無因性を有せず一

般の債権譲渡と同様有因行為であら、信託法一一條に違反して無効であると考える（なお、最判昭和四四・三二七民集二三卷三六〇一頁参照）。

（一、二につき順不同）

〔評 釈〕

判旨の結論には賛成であるが、その理由については疑問がある。

一、A・B間の原因関係欠缺の抗弁（後者の抗弁）について

この問題は、甲―乙―丙と権利が移転された手形ついて、甲は乙・丙間の原因関係の欠缺を理由として丙の請求を拒むことができるかという問題であるが、従来からの伝統的な立場によれば、人的抗弁は、手形行為の無因性によつて、直接の当事者間にしか主張できないから、甲は丙の請求を拒むことはできないこととなる。大審院判決（大判昭和一六年一月二七日民集二〇卷二五頁）は、この立場を採用している。これに対して、最高裁大法廷判決（最判昭和四三年二月二五日民集二三卷三五四八頁）は、裏書の原因関係が消滅したにもかかわらず、丙が自己の形式的権利を利用して、甲から手形金の支払を求めようとするが如きは、権利の濫用に該当し、甲は丙に対し手形金の支払を拒むことができる、と判示するとともに、原審が採用した「有因説」を斥けている。ここに「有因説」とは、手形行為を債務負担行為と権利移転行為とに分け、前者は無因行為だが後者は有因行為だとすることにより、原因関係が消滅すると手形上の権利は当然に裏書人に復帰すると考える立場（鈴木、最高裁四三年判決批評「手形金の請求と権利の濫用」別冊ジュリスト二四号（新版・増補）一〇

六頁、前田「振出人と支払人との関係」手形法・小切手法講座二二卷一四三頁など）であるが、この立場に対しては、原因関係上の抗弁の対抗を受ける者からの手形の譲受は、本来、手形法第一七條の問題であるのに、それが第一六條二項の問題になつてしまい、主観的要件が違つてくるという問題点が指摘される（竹内「判例商法」Ⅱ一四四頁）だけでなく、その基礎とする手形行為の理解の仕方についても疑問がある（小橋「手形行為論」一〇〇頁）。

最高裁四三年判決が採用した「権利濫用説」に対しては、あるいは、誰に対しても行使できない債権をもつということとは即ち無権利ということになるのではないかという疑問（この批判は、権利濫用の抗弁が手形所持人の人格に附着する点を突く）、あるいは、そのような抗弁の理由づけ自体についての疑問がそれぞれ投げかけられている（竹内、前掲書一四三頁、鈴木、前掲批評一〇六頁）。

次に、権利濫用説と同様に、無因性の立場を採りながら丙の権利行使を認めないものとして、「不当利得説」がある。この立場では、丙の手形債権の行使が実質上丙に不当な利得をもたらす場合には、甲は、乙が丙に対して有する抗弁を援用して、丙の権利行使を拒むことができる（服部「不当利得の抗弁について」石井追悼商事法の諸問題三八一頁以下、同「手形裏書の原因関係の消滅と被裏書人の地位」手形研究八二号一〇頁以下）。しかし、不当利得は、その権利行使によつて利得する者と返還請求者間における抗弁事由であり、甲が原因関係上も乙に対して有効に支払義務を有している場合には成立しない（倉沢「慶大商法研究会編、下級審判例評釈（昭和三〇―三九年）」一四一

三頁以下。大森、最高裁四三年判決批評、民商法雑誌六一卷六号一三四頁以下も同旨。)のみならず、不当利得の発生を手形債権の行使にからせることは、原因関係上の不当利得を問題とすることであり、丙の権利行使自体に対しては、何ら抗弁事由が生じる余地はないはずである。したがって、手形上の債権・債務関係において不当利得を考察すべきである(以下、この立場を「修正不当利得説」と呼ぶ)。

このようにして、私は「修正不当利得説」を採るため、権利濫用説に依拠する本件判旨には賛成できない。もつとも、この点に関する結論は、私の立場においても判旨と同様となるため、そのかぎりにおいてのみ、判旨を支持できる。

二、Y₃・A問およびA・B間の原因関係欠缺の抗弁(「二重欠缺の抗弁」ないしは「二重無権の抗弁」)について

この問題は、甲—乙—丙と権利が移転された手形について、甲は、甲・乙問および乙・丙間の原因関係欠缺を理由に丙の請求を拒むことができるかという問題である。「後者の抗弁」を認める立場からは、この問題は「後者の抗弁」の一適用場面にすぎないこととなり(竹内、前掲書一七八頁以下)、丙の請求は当然認められない。これに対して、最高裁判決(最判昭和四五年七月一六日民集二四卷一〇七七頁)は、人的抗弁の切断を定めた法の趣旨は、手形取引の安全のために、手形取得者の利益を保護することにあり、丙の如く、手形の支払を求める何らの経済的利益を有しない手形所持人は、甲から、甲・乙間の抗弁をもつて對抗される、と判示し、先の最高裁四三年判決に示された「後者の抗弁」を採用せずに、甲の乙に対する人的

抗弁を丙にも對抗できると判断した。本来、甲の乙に対する抗弁をもつて丙に対抗できるかどうかは、手形法第十七条が規定するところである。同条によれば、丙が甲を害することを知つて手形を取得したのでないかぎり、人的抗弁は切断される。しかし、同条が人的抗弁の切断を認めるのは、手形所持人を保護し、もつて取引の安全をはかるためであるから、手形について固有の経済的利益を持たない単なる形式上の被裏書人に対しては人的抗弁の切断は生じないと考えられ(田中(誠))「手形・小切手法詳論」上巻二五五頁、高鳥「手形法小切手法」一五二頁、河本、最高裁四五年判決批評「振出および裏書の原因関係がともに消滅した場合における人的抗弁の對抗」判例評論一四五号二九頁など)、最高裁四五年判決は正当である。

この問題についての本件判旨は、その結論において最高裁四五年判決と同一であるが、その理由として「権利濫用説」を用いる点において異なる。しかし、判旨が「後者の抗弁」において「権利濫用説」を採用したのも、またここで「二重欠缺の抗弁」について「権利濫用説」を採用したのも、実は、手形制度に本来的に内在する実質的な不正さを排除するためであつたと考えることができる。すなわち、ここでは、一般私法上で権利濫用が問題となる場合のように、権利者の権利行使に際しての違法性とか不当性といった態様が問題となるのではなくて、手形取引における取引の安全・保護のために構築された無因性という制度によつて生ずる不正の除去が問題である(木内「手形小切手法」一三六頁以下)。このようにして、固有の経済的利益の欠缺を理由とする立場も、本件判旨のように権利濫

用を理由とする立場も、その意図するところは本来同一であると考えられることができる。さらに、「修正不当利得説」の立場からも、甲・丙間における手形関係上の不当利得の關係が認められ（大塚(竜)「振出および裏書の原因關係がともに消滅した場合における人的抗弁の対抗」別冊ジュリスト二四号(新版・増補)二七七頁は、「三角關係における二重欠缺」の理論により、甲・丙間における原因關係上の不当利得が認められるとする。この理論によれば、手形關係上の不当利得を認めることもできる。）、甲は丙に対する手形返還請求權、債務消滅請求權を持ち、その一権能あるいは対稱權として、丙の手形上の権利の行使を拒むことができる。考えられる。

したがって、この点に関する判旨の判断は、その理由づけにおいても、また結論においても、正当である。

三、 Y_3 はBに対する二重欠缺の抗弁をもつてXに対抗することができるか

Xは指名債權の譲渡の方法によつて本件手形を取得した。手形債權を裏書によらずに、指名債權の譲渡の方法によつて移転できるかどうかについては、賛否両論があるが(否定的に解するものとして、高鳥、前掲書一六頁、伊沢(孝)「手形法・小切手法」三七〇頁など。肯定的に解するものとして、鈴木、前掲書二三八頁、田中(誠)、前掲書下巻五四七頁など)、判例はこれを肯定している(最判昭和四九年二月二八日民集二八卷二二頁)。そして、このような方法によつて手形を譲渡したときには、人的抗弁の切斷(手形法一七条)が働かないことは、同最高裁判決の示すところであり、学説上も異論はない(鈴木、前掲書二二

八頁、田中(誠)、前掲書下巻五四九頁など)。本件で問題となるのは、「二重欠缺の抗弁」を対抗される被裏書人が、指名債權譲渡の方法によつて手形を譲渡した場合に、譲受人が「二重欠缺の抗弁」を対抗されるかどうかということである。判旨は、「二重欠缺の抗弁」を「權利濫用説」によつて基礎づける立場から、權利濫用の抗弁の特殊性を持ち出して、「二重欠缺の抗弁」は当然に対抗されるものではない、と判示した。判旨は、その特殊性を、「両当事者の利益衡量による個別的性質」であるとす。しかし、手形法第一七条にいう「人的關係ニ基ク抗弁」さえも、手形行為の無因性によつて捨象された實質關係を当事者間で考慮する制度であり(倉沢発言「シンポジウム手形・小切手法二五一頁)、その意味では、權利濫用の抗弁には、何らの特殊性を見い出すこともできない(ただし、河本「手形保証と人的抗弁」神戸法学雑誌九卷一・二号二〇三頁以下は、この種の抗弁(原因關係が存在するため、その所持人が手形を行使するのは不当であるという抗弁)は、その所持人が無權利であるという抗弁と同じく、いわば当該所持人の人格に固着した性質のものである、とされる。)

ところで、原告Xによる本件手形の取得は、指名債權譲渡の方法という本来手形法が予定しない手段によつて行われたものである。したがって、それが対価を支払つてなされたものであつたとしても、手形制度の枠外の行為である以上、手形制度の枠内の行為に作用する対価關係への考慮は働く余地がない。したがって、 Y_3 はBに対する二重欠缺の抗弁をもつて、Xに対抗できるものというべきである(民法四六八条二項参照)。このようにして、 Y_3 のBに対する二重欠

缺の抗弁をXに対抗することはできないと判断した判旨は失当である。

あるいは、Xの請求をYが拒めることになると、Xはすでに対価を支払っているため、その損失の処理が問題とされるかもしれないが、これは、Xが通常の手形の流通手段によらないで手形を取得した結果であり、また、実際論としても、Xの請求を一応認めた上で、Yの損失を回復させるよりは、Xの請求を認めずに、B・X間の問題として処理する方が直截である。

四、訴訟信託に関する判旨の判断について

判旨は、Xが本件手形を取得したのが、指名債権の譲渡の方法によることを理由として、信託法第一条の適用を認めるとしつつ、手形の裏書による移転については、信託法第一条の適用はないものとするようである。判旨の引用する最高裁判決（最判昭和四四年三月二十七日民集三三卷六〇二頁）は、手形の裏書にも信託法第一条の適用を認め、訴訟信託としてなされた手形の裏書譲渡を無効として

〔最高裁判事例研究一六九〕

いる。確かに、信託法第一条は、抽象的な金銭債権の移転行為そのものを信託行為として無効とするものと解する余地はあるが、手形の裏書は、その方式も効力もともに法定されているのであつて、裏書そのものを訴訟信託行為とみるのは正当でなく、単に、手形の裏書の原因関係が訴訟信託として無効となるにすぎないものと解するのが正当であろう。したがつて、本件判旨のこの点に関する説示には賛成である。もつとも、訴訟信託を原因とする裏書によつて手形を取得した所持人が、手形上の権利を行使するのに対して、手形債務者は、正に原因関係が訴訟信託であることを理由として、手形の支払を拒むことができるものと考える。これは、違法かつ無効な原因関係によつて手形を取得した者に対して、手形上の権利の行使を認めるべきではないという、法の精神（河本「手形抗弁」手形法・小切手法講座三卷一九六頁）ないしは、実質的・政策的価値判断（倉沢「手形の無因性と人的抗弁」手形研究二〇九号八頁）によるものである。

並木 和夫

昭五三⁴（最高民集三三卷
九号一七四〇頁）

上告理由として、民訴法四二〇条一項六号の事由が主張され、二

項後段の要件が具備された場合の、上告審のとるべき措置

債務不存在確認等請求事件（昭五三・一一・二二第一小法廷判決）